

平成 29 年 6 月 7 日 参議院

天皇の退位等に関する皇室典範特例法案特別委員会 議事録

○松沢成文君 無所属クラブの松沢成文でございます。

本日は天皇退位等に関する皇室典範特例法案の質疑でございますけれども、まず、質疑に入る前に、今回、衆参の正副議長のリーダーシップによって立法院での意見を、コンセンサスを取りまとめ、その意見を政府側は最大限尊重していただいて法案を作っていただいた、この御努力に心から敬意を表するものでありますし、また、その過程において我々のような少数会派に発言の機会を与えていただけたこと、これは御関係の皆様にご心より感謝を申し上げたいというふうに思います。

これまで先輩、同僚議員から様々な御質問がありまして、かなり法案の論点は整理できたのではないかと思いますので、今日、私は、この法案に関連して、先ほど森委員からも質問がありましたが、皇室の減少の問題にどう対応していくか、この辺りから御意見をお聞かせいただきたいと、質問したいと思います。

まず、この法案が施行されますと、今後は皇室の減少にどう対応していくかが大きな議論となってまいります。安定的な皇位継承の確保のためにも大変重要な議論ですけれども、まず、政府はこの皇室の減少にどう対応していくか、そのために現状ではどのような方策、方法があると考えているのでしょうか。

○国務大臣（菅義偉君） 女性皇族の婚姻等による皇族数の減少に係る問題についてでありますけれども、皇族方の御年齢からしても先延ばしすることはできない重要な課題であると政府は受け止めております。しかし、そのための方策についてはいろいろな考え方、意見があって、国民のコンセンサスを得るためには十分な分析、検討が必要であるというふうに考えます。

政府としては、衆参正副議長の議論の取りまとめを受けた各政党各会派の協議を踏まえて、国民世論の動向に留意しつつ、適切に検討を進めてまいりたいと思います。

○松沢成文君 今、官房長官から今後の議論の中でということでありましたが、私の認識ですと、幾つかやり方はあると思うんですね。まず一つが、女性宮家の創設をしていくと。二つ目に、先ほども議論もありましたが、旧皇族の男子男系からの養子を迎えるということです。しかし、この二つは皇室典範の改正をしなければいけません。もう一つ、三つ目に、旧皇族の皇籍復帰というのがある。私は、この三つの方法論が考えられるんじゃないかというふうに思います。

この附帯決議、衆議院、そして今日参議院も附帯決議があるわけですが、この附帯決議案でも今後の検討課題の一つとされている女性宮家の創設は、確かに有効な手段ではあるかもしれませんが、女性天皇、女系天皇につながってしまう可能性があるということで反対論もございます。こうした立場は、万世一系の男系男子継承という伝統と原則が放棄されてしまえば、天皇の正統性や権威、あるいは、国民とのきずな、国民からの尊敬の念が毀損されかねないという主張になっておりますけれども、こうした主張に対して政府はどのような見解をお持ちでしょうか。

○国務大臣（菅義偉君） 安定的な皇位の継承を維持していくためには、国家の基本に関わる極めて重要な問題であります。この問題については慎重かつ丁寧に対応する必要があると認識しており、男系継承が古来例外なく維持されてきた、そのことの重みなどを踏まえつつ、引き続き検討していきたいと思っております。

○松沢成文君 女性宮家の創設の前に、結婚によって皇室離脱をした皇族女子の方に結婚後も政府の例えば嘱託職員のような、準公務員のような形で皇室の公務をお手伝いいただく方法があると考えておりますが、政府の認識はいかがでしょうか。そして、こうしたことに対してこれまで検討したことはあったでしょうか。

○国務大臣（菅義偉君） 平成二十四年、当時、野田内閣において、皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理において、女性皇族の婚姻による皇籍離脱の問題の対応策として、女性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持することを可能とする場合において配偶者及び子に皇族としての身分を付与する案と付与しない案、女性皇族に皇籍離脱後も皇室の御活動を支援していただくことを可能とする案、この三案というのが示されたと承知をしております。

先ほど来申し上げておりますけれども、女性皇族の婚姻等による皇族数の減少等に係る問題については、先延ばしすることはできない課題であると受け止めております。また、この論点整理にも示されておりますとおりに、その方策についてはいろんな考え方、意見がこれがあると先ほど申し上げました。国民のコンセンサスを得るためには、やはり十分な分析や慎重な手続、これが必要であるというふうに思っております。

○松沢成文君 この問題は、皇位の継承ということにはかかわらずに、公務を広く皇族の皆さんで分担するという問題への解決策にはなり得ると思っておりますから、是非とも今後検討をしていただきたいと思います。

さて、皇室減少問題の対策として、女性宮家の創設とともに、今も親族として皇室と交流のある旧宮家の皇籍復帰が私は有効な方策だと考えられると思っております。

けれども、特に、戦後、GHQのプレッシャーの中で十一の宮家が皇籍離脱を余儀なくされてしまいました。こうした宮家の皆さんの意思を尊重しながら、もう一度皇籍に戻っていただくということも非常に有効な手段だと思いますけれども、政府はこの件についてどのような認識をお持ちか、これまで検討をしたことがあったでしょうか。

○国務大臣（菅義偉君） ただいま御指摘をされた方策も含めて、皇室制度に関して各種の議論があることは承知をしております。政府としては、これまでの議論の経緯を十分検証するなど検討を行ってきているところであります。

いずれにしろ、皇族方の御年齢からしても、先延ばしすることはできない重要な問題であるという受け止めをし、また、国民のコンセンサスを得るための十分な分析、検討と慎重が必要である。こういう中で、政府としては、衆参正副議長の議論の取りまとめを受けて、各政党各会派の協議を踏まえて、国民世論の動向に留意をしながら適切に検討を進めていきたいと思っております。

○松沢成文君 この旧宮家の皇籍復帰というのは、皇室典範に定められた男系男子の継承と、これ憲法にも関係しますけれども、こうした方向を一つ目指す中で私は大変有効な考え方であると思っておりますので、是非とも政府でも、女性宮家の創設とともに旧宮家の皇籍復帰、しっかりと議論をしていただきたいと思っております。

この宮家に関連して、今、女性宮家あるいは旧宮家という言葉を使いましたが、皇族というのは宮家の集合体で成り立っております。天皇家直属の子女や兄弟の宮家は直宮家というらしいですけれども、それと広く天皇家の親戚全体を含めた宮家は世襲親王家というそうであります。

しかし、この宮家というのはどのような存在なのか、これ法律で全く定義されていないんですね、皇室典範においても。今後の議論のためにも、皇室典範等で宮家についてのきちっとした規定を考えるべきだと思いますが、政府の御認識はいかがでしょうか。

○国務大臣（菅義偉君） いわゆる宮家とは、独立して一家を成す皇族に対する一般的な呼称であり、宮家の名前である宮号は、天皇陛下のおぼしめしにより皇族に対して賜るものであるというふうに承知をしております。

いずれにしろ、先ほど来申し上げますけれども、女性皇族の婚姻等によって皇族数の減少等に係る問題、皇族の御年齢を考えた場合、これ以上先延ばすことはできない課題であるというふうに思っています。

そのための方策について、先ほど来申し上げますように、国民のコンセンサスを得るために十分な分析、検討、慎重な手続、こうしたことが必要であると

考えております。そして、政府としては、今回の議論の取りまとめにありましたように、各政党各会派の協議を踏まえて国民の動向に留意しながら検討してまいりたいと思います。

○松沢成文君 最後に、関連して、天皇からの御下賜について伺いたいと思います。

今上天皇の退位、譲位はすなわち皇嗣の即位、新天皇の即位でありまして、国民にとってもこれは至上の御慶事と言ってもいいと思います。明治以降、こうした機会に天皇から国民に対して御下賜が行われてきました。現行法令では、憲法第八条でこの賜与について国会の議決を経ることを定めておりまして、皇室経済法あるいは皇室経済法の施行法にもその条件の規定がございます。

御下賜といっても、被災地への見舞金のような御下賜金というのもありますし、あるいは恩賜林とか、恩賜たばこというのもある、これはなくなったので私は大変有り難いと思っているんですけども、その中で最も有名なのが恩賜公園なんですね。この恩賜公園で有名なのは、例えば井の頭公園、上野公園、大正時代にこれは御下賜された公園でありますし、終戦後は、ここの近くにあります浜離宮の恩賜庭園、あるいは私の出身であります箱根にも箱根離宮を御下賜いただいて、箱根恩賜公園というのがあって、今多くの皆さんに使っていただいて喜んでいただいていると。

そこで、提案したいのですが、今回の天皇の御退位、御譲位、そして新天皇の即位、さらには東京オリンピック・パラリンピックの開催などの御慶事を記念して、皇居東御苑、これ江戸城天守でいうと本丸跡のところですけども、ここを是非とも天皇陛下から国民の皆さんにすばらしい御慶事でありますので御下賜をいただいて、恩賜公園あるいは城址公園として国又は東京都が整備をすれば、多くの国民、都民、観光客の皆さんにも大変喜んでいただけるのではないかと思いますし、天皇がお住まいになる吹上御所と、その前には恩賜公園として多くの国民の皆さんが集う、すばらしいことだと思うんですが、こうした方針を是非とも政府で御検討いただきたいと思いますが、お考えはいかがでしょうか。

○国務大臣（菅義偉君） 私、政府の立場で申し上げることは、これはいかなかなというふうに思いますけれども、現状だけ御説明をさせていただきたいと思います。

皇居東御苑は、天皇皇后両陛下のお住まいであり、大嘗祭を始めとして皇室の行事が行われる皇居の一部分を成している地域であります。現在、皇室の御利用状況を考えれば、皇室用財産としての供用を見直すことは当面考え難いというふ

うに思います。

なお、皇居東御苑は、昭和三十五年の閣議決定により皇居附属庭園として整備の上、行事に支障のない限りで一般に公開されているところであります。今後も、皇室の御活動や伝統文化に関する国民の理解に資するような形で多くの皆さんに訪れてもらえるよう取り組んでまいりたいと思います。

[○松沢成文君](#) 時間ですので、終わります。